

○工学院大学ハイブリッド留学規程

(平成 30 年 1 月 22 日)

改正

(目的)

第 1 条 工学院大学（以下「本学」という。）は、海外経験によるグローバルな素養を学生に身につけさせることを目的に、参加する学生の語学力を問わず、かつ一般的な留学プログラムよりも経済的負担を軽減するハイブリッド留学を実施する。

(定義)

第 2 条 ハイブリッド留学は、本学が海外に所在する大学または教育機関（以下「協定校」という。）との間に締結した協定（覚書を含む協定）に基づいて実施し、次の各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 学生が、協定校のキャンパスまたは指定した現地の学修場所において、本学のカリキュラムに定められた授業科目を受講するものであること。

(2) 学生が、第 10 条に定めるハイブリッド留学運営委員会（以下「運営委員会」という。）が決定する方法によって現地に滞在すること。

(授業・成績評価)

第 3 条 外国語科目以外の授業は、本学教員が日本語で実施して成績を評価する。

2 現地における外国語科目の授業は、協定校の教員が実施し、その評価をもとに本学教員が成績を評価する。

(実施学部と学年および期間)

第 4 条 ハイブリッド留学は、実施学部ごとに学年および期間を定めて実施する。

2 全学部・全学年の学生を参加対象とするプログラムは前項の限りでない。

(参加学生の募集と実施の可否)

第 5 条 当年度の参加学生の募集に当たり、最小及び最大実施人数を定める。申込人数が最小実施人数に満たない場合は当年度の実施を中止し、また最大実施人数を超える場合は参加学生を選考するものとする。

(参加学生の選考、推薦及び許可)

第 6 条 学生が所属する学科の学科長は次の各号に基づいて参加候補学生を選考し、学部長が参加学生を決定して学長に推薦し、学長がハイブリッド留学への参加を許可する。

(1) 各学部の募集要項に記載されている成績等の条件

(2) 参加申込時に学生が申告した持病・既往症、現在治療中の病気、その他疾患等の情報、及び学生が提出する医師の意見書

(3) 学部学科内で把握している学生情報

(4) 学生支援課から提供された学生情報

- 2 前項に定める学科長による参加候補学生の選考に基づき、学部長は参加学生として学長に推薦する可否を決定する。ただし、推薦可否の判断に参照情報が不足している場合は、判断を保留することができる。
- 3 前項において推薦が保留となった学生（以下「推薦保留者」という。）は、持病・既往症及び通院履歴等の確認に必要な学科による面談に応じ、かつ承諾書（保証人・本人署名）を提出して再審査を受けることができる。
- 4 前項の再審査は、学科による面談、ハイブリッド留学関係機関への確認、及び海外旅行保険の適用可否等を総合的に精査し、保留解除の可否を学部長が決定する。
- 5 学長がハイブリッド留学を許可した学生（以下「参加許可者」という。）は、期日までに参加費用を納入し、必要な書類を学長に提出しなければならない。

（参加許可の取り消しと留学の中断）

第7条 学長は、ハイブリッド留学の参加許可者および参加学生が次の各号に該当した場合、参加許可の取り消しまたは留学の中断を命ずることができる。

- (1) 災害などやむを得ない事由が発生した場合
 - (2) 病気や怪我などの自己都合により留学への参加または継続が不能になった場合
 - (3) 学則に定める懲戒処分を受けた場合
 - (4) ハイブリッド留学誓約事項に違反した場合
 - (5) 参加費用を期日までに納入しなかった場合
- 2 前項の規定により発生した費用は当該学生が負担するものとする。
 - 3 学長は、本条第1項第4号に該当する学生に対し、違反した内容に応じて教育的指導を課すことができる。

第8条 学長は、次の各号に該当する事態になった場合、ハイブリッド留学の中断を決定することができる。

- (1) 留学実施以前または期間中に、留学実施地および周辺でテロ、暴動、感染症などによって、学生に危険が及ぶ可能性のある事件・事故が発生した場合
 - (2) 留学実施以前または期間中に、日本政府の発出する海外安全情報において留学実施国が「レベル2/不要不急の渡航は止めてください」以上のレベルに達した場合
 - (3) その他、ハイブリッド留学の実施を中断することが適当であると判断される場合
- 2 前項の決定により発生した費用の取り扱いは、関係者間で協議の上、決定する。

（危機管理）

第9条 現地での緊急時に対応するために、日本人コーディネーターまたは日本語を使用できるスタッフ（業務委託者を含む。）を現地に置く。ただし、有事に際する支援のみならず、学生の健康的な生活維持のために平時より助言するものとする。

（運営委員会）

第10条 実施する授業科目の選定及びハイブリッド留学の内容の改善と向上を審議するために、運営委員会を置く。

2 運営委員会について必要な事項は、別に定める。

(所管)

第11条 ハイブリッド留学の運営管理および協定校との調整は、グローバル事業部が所管する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年11月1日から施行する。

2 参加学生の選考、推薦及び留学許可に関わる変更。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。